

(別紙 1)

**みえ半導体産業就職支援フェア企画運営業務委託
参加仕様書**

1 委託業務の名称 みえ半導体産業就職支援フェア企画運営業務

2 委託業務の目的

三重県は、半導体を含む電子部品デバイス産業の製造品出荷額が 19 年連続全国 1 位であり、日本の半導体産業における重要な地域である。

一方、昨今国内において半導体関連産業の大規模投資が続いており、研究開発等を担う高度専門人材の獲得競争が激化している。本県でも、令和 5 年 3 月に産学官の連携のもと、みえ半導体ネットワークを設立し、人材育成・確保等の取組を進めている。

本業務は、県内半導体関連企業の人材確保をさらに促進するため、半導体関連分野における就職支援フェアを実施し、U I ターンを希望する社会人等の就職を支援するものである。

3 委託業務の概要

(1) 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

(2) 委託業務の内容

別添「業務仕様書」のとおり

4 契約上限額 8, 998, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「みえ半導体産業就職支援フェア企画運営業務 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

(ア) 提出書類

① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

② 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

(イ) 提出期限 令和7年5月13日（火）17時まで

(ウ) 提出先 三重県雇用経済部企業誘致推進課

(エ) 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

(オ) 結果通知 令和7年5月26日（月）17時までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案書等の提出

(ア) 提出書類及び部数

① 企画提案書 8部

企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、以下の項目について簡潔に示すこと。また、企画提案書は、両面印刷のうえ長辺を綴じて20頁以内で作成すること。

なお、提出した企画提案書について説明を求められた場合は、これに応じること。

1) 事業全体のコンセプト

- ・就職支援フェアの来場者に向けて県内半導体半導体関連企業の魅力を発信し、当該企業への関心を高め、就職へつなげるための課題や本事業で目指す成果

2) 事業企画内容

- ・来場対象者に効果的に訴求し、興味を引くようなテーマ及びタイトル
- ・会場の回遊性を高め、出展者、来場者ともに満足度を高められる会場レイアウト案
- ・会場内にイベントスペースを設け、三重県の魅力発信や、半導体産業への関心を高め、集客に効果的かつ企業ブースへの誘導につながる企画内容
- ・来場者の企業ブースへの参加を促進させ、複数の出展ブースへの回遊を促すための企画内容

3) 募集・集客方法

- ・半導体産業への関心の高低にかかわらず幅広く集客するための効果的な周知、広報に関する方法
- ・イベント概要、出展企業の概要、会場のイメージ等を掲載したホームページ内容
- ・東京開催、三重開催で使用する開催案内用のチラシおよびポスター案

4) 事業実施体制及び実施スケジュール

- ・本事業の実施体制や社外組織との連携体制
- ・本事業を実施する上での具体的なスケジュール内容

5) その他

- ・本企画提案をより効果的なものとする工夫があれば記載すること。

② 見積書 8部

(イ) 提出期間

令和7年5月29日（木）から令和7年5月30日（金）17時まで

(ウ) 提出先 三重県雇用経済部企業誘致推進課

(エ) 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

(3) 選定のための評価基準（各項目とも配点5点）

(ア) 実現性

- ① 提案内容及び期待される効果に実現可能性があるか。
- ② 事業スケジュールは具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備された提案がなされているか。

(イ) 企画性

- ① 目的を達成するために有益な独自の提案がなされているか。
- ② 業務のポイントを的確に捉えた提案になっているか。

(ウ) 有効性

- ① 県内半導体関連企業の人材確保の促進及び、若年求職者等の就職を支援する観点から効果が期待できるものとなっているか。
- ② 三重県や県内半導体関連企業への関心を高め、集客に効果的なものとなっているか。

(エ) 実施体制

- ① 事業を実現するために、社内に必要な人員体制が整っているか。
- ② 社外組織との連携がある場合、その必要性とどのような組織とどのように連携を行うのかが明確になっているか。

(オ) 経済合理性

- ① 見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
- ② 費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。

(4) 第1次審査（書面審査）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

(ア) 実施日時 令和7年6月5日午後（予定）

(イ) 実施場所 WEB 会議（Zoom）

7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 質問の受付期間 令和7年5月2日（金）17時まで

(2) 質問の方法 電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和7年5月12日（月）17時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県

- の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料）の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
- また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合がある。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部企業誘致推進課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

(1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(3) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

16 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部企業誘致推進課企業誘致班 担当：永井、中西

TEL：059-224-2819 FAX：059-224-2221 E-mail：kigyoyu@pref.mie.lg.jp